

小規模保育運営支援事業等の要綱

※安心こども基金管理運営要領の改正により実施

別添 9 の 2

小規模保育運営支援事業

1 事業の目的

都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、児童人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、これらに対応する質の確保された小規模な保育事業に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供し、もって心身ともに健やかな児童を育成することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小規模保育事業を実施する事業者に対し、小規模保育事業の実施に必要な費用を補助する。

(2) 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける就学前児童であって、満3歳未満の児童とする。

なお、本事業を利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、当該年度末までの間、本事業の対象とすることができるほか、保育所等の定員に空きがない場合等、地域の保育の整備状況等にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合で、かつ、(4)に定める利用定員の範囲内に限り、満3歳以上の児童についても本事業の対象とすることができる。また、離島、へき地（運営要領別添6の11の2(4)②で設置場所とされている地域をいう。以下同じ。）で、上記によりがたい事情があると市町村が認める場合も、本事業の対象とすることができる。

(4) 実施要件

①小規模保育運営支援事業（A型）

本事業の実施に当たっては、次の（ア）から（ケ）の要件を満たすこと。

（ア）平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法等の関連3

法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第1項により事業を実施する市町村又は同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを希望している事業者（以下「事業者」という。）であること。

(イ) 事業の利用定員が、6人以上19人以下であること。

なお、既に19人を超える児童が利用又は利用が内定している場合については、平成26年4月1日までに19人以下とすることを条件に本事業の対象とすることができる。

(ウ) 小規模保育運営支援事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。以下同じ。）及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意すること。

イ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室又は調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

ウ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに「認可外保育施設に対する指導監督について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「認可外保育施設指導監督基準」という。）の4に定める避難階段が設けられていること。

エ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

(エ) 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、(キ)のイにより連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ）から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医

を、また、調理業務の全部を委託する場合又は（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設（同一の事業者（事業者が法人である場合は系列の法人を含む。）が運営する他の小規模保育事業所、社会福祉施設又は病院をいい、離島・へき地においては、学校又は学校給食センターを含む。以下同じ。）から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士の数は、次の（ア）、（イ）により算出した人数に1人を加算した人数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

（ア） 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

（イ） 満3歳以上の幼児に利用させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

（オ） 利用する乳幼児に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業所内で調理する方法によることとする。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容に留意すること。

また、食事の提供に当たっては、円滑かつ適切に食事を提供できるよう連携施設等の栄養士に嘱託することにより、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。

ただし、連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、この限りではない。また、その場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第32条の2第1号から第5号に掲げる要件を満たすよう努めることとし、連携施設又は給食搬入施設が別の事業者が設置、運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

なお、上記による方法が困難であり、かつ、（キ）のなお書きの規定により連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、その他の方法により食事を提供することができる。

（カ） 利用する乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこと。

(キ) 事業の実施に当たっては、連携施設を設定し、以下のア～カに関する内容について、必要な支援を受けることとし、連携施設は、事業者からの求めに応じて、当該施設の運営に支障のない範囲で協力すること。なお、離島、へき地で保育所、幼稚園、認定こども園が付近に存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合は、この限りでない。

ただし、アについては、(オ)により事業所内で調理をする場合及び給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合、また、イについては、(エ)のアにより事業所に嘱託医を配置し、健康診断や健康管理を行う場合は不要とする。

また、ア、イ及びキの支援を受ける場合で、別の事業者が運営する施設を連携施設として設定する場合は、具体的な業務の内容を明確にした協定書等(契約書、覚書等)を締結すること。

連携施設の設定に当たり、事業所から求めがある場合には、市町村においてあつせんその他の調整を行うこと。なお、連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、連携施設を設定しないことができる(上記の離島、へき地で連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合を除く。)。ただし、設定しない場合は、市町村において、連携施設のモデル的な取組を行う、公立施設による支援体制を整備する、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設の設定に資する取組を実施するとともに、満3歳に達するなど、卒園した日以降も保育の利用を希望する者について、利用調整で優先的に取り扱うことその他の満3歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために必要な措置を講ずること。

ア 食事の提供に関する支援

当該事業所を利用する児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援

イ 嘱託医による健康診断等に関する支援

当該事業所を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

ウ 屋外遊戯場の利用に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に屋外遊戯場を開放するなど、満2歳以上の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援

エ 合同保育に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

オ 後方支援

- 乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援
- カ 行事への参加に関する支援
運動会や園遊会等の行事に当該事業所を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援
- キ 卒園後の受け皿としての支援
当該事業所を利用する児童が満3歳に達した場合など、事業所を卒園する際の受け皿としての支援
なお、保育所を卒園後の受け皿とする場合は、入所の調整に当たって市町村、事業者の間で十分に調整すること。

(ク) 利用料については、事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して事業所において設定すること。

(ケ) 上記に規定する要件のほか、設備運営基準により保育所に課される要件を尊重して事業を実施すること。

②小規模保育運営支援事業（B型）

本事業の実施に当たっては、①の（ア）から（ウ）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）の要件を満たすこと。

（ア）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

- ア 保育士その他の保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
ただし、①の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による検討診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。
- イ アの保育士その他の保育従事者の数は、次の（ア）、（イ）により算出した人数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士を1/2以上とする。
ただし、常時2人（そのうち1人は保育士とする。）を下回ってはならない。
- （ア） 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。
- （イ） 満3歳以上の幼児を入所させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。
- ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。
- エ 保育士以外の保育従事者の要件は次のとおりとする。

「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。

③小規模保育運営支援事業（C型）

本事業の実施に当たっては、①の（ア）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）から（ウ）の要件を満たすこと。

（ア）事業の利用定員が、6人以上15人以下であること。

（イ）事業所の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 事業所には、乳幼児の保育を行う部屋、調理室又は調理設備及び便所を設けること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9㎡以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3㎡以上を加算した面積以上であること。

ウ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、屋外遊戯場を設けること。屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

エ 乳幼児の保育を行う部屋を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに認可外保育施設指導監督基準の4に定める避難階段が設けられていること。

オ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

（ウ）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすること。

ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1（1）に定める家庭的保育者

エ 家庭的保育補助者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1（2）に定める家庭的保育補助者であり、グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

オ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、家庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）として定めること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①基本分単価（1人当たり月額）

ア 2（4）①の（オ）により、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円
3歳児	30,800円	30,800円	30,800円
1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円
乳児	157,100円	130,400円	85,600円

イ 2（4）①の（オ）のなお書きの規定により、食事について、その他の方法により提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900円	15,900円	15,900円
3歳児	20,400円	20,400円	20,400円
1・2歳児	74,100円	61,200円	73,100円
乳児	139,300円	112,600円	73,100円

②連携施設経費

連携施設を設定している場合1か所当たり月額24,600円

(2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(指定都市、中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2)

(3) 留意事項

単価の適用に当たっての年齢区分については、平成25年3月31日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

ただし、平成25年4月1日以降に利用を開始した児童については、利用を開始した日の属する月の初日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

4 対象経費

小規模保育運営支援事業の実施に必要な費用

5 留意事項

本事業は、平成26年3月31日までの間に限り実施するものであること。

小規模保育設置促進事業

1 事業の目的

小規模保育事業の実施にあたり、都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況等にかんがみ、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進し、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び改修費等の補助を行う。ただし、賃借料については、借上げが、平成 25 年 4 月 1 日以降の新規契約のものに限る。

(2) 補助対象

別添〇の「小規模保育運営支援事業」の対象となる事業所。

(3) 事業の実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(4) 事業の実施期限

平成 26 年 3 月 31 日とする。ただし、平成 25 年度中に改修等に着手し、平成 26 年度中に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成 27 年度 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①小規模保育運営支援事業（A型）及び（B型）

ア 賃借料補助

契約家賃 1 事業所当たり 4, 000 万円

イ 改修費等補助 1 事業所当たり 2, 000 万円

②小規模保育運営支援事業（C型）

ア 賃借料補助

契約家賃 家庭的保育者 1 人当たり 96 万円

イ 改修費等補助 1 事業所当たり 2, 000 万円

(2) 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

（財政力指数 1. 0 未満の団体（助成決定年度の前年度の財政力指数が 1. 0 未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が 1. 0 以上である団体も含む。）につ

いては、国2／3、市町村1／12、事業者1／4)

※「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等補助	小規模保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を助成し、また、家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

また、下記3（1）の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

さらに、下記3（2-1）の対象事業については、平成23年4月1日以降に事業を開始するものに限り、下記3（2-2）の対象事業については、平成24年2月8日以降に事業を開始するものに限る。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による家庭的保育事業及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」という。）又は「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）によるグループ型小規模保育事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(イ) (ア)の事業による委託（地方単独事業からの転換を含む。）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(注) ①の事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一

の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

② 家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3（1）の対象事業については、借上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3（2 - 1）の対象事業については、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限り、下記3（2 - 2）の対象事業については、平成24年2月8日以降の新規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

（ア）「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による家庭的保育事業及び「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」によるグループ型小規模保育事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

（イ）（ア）の事業による委託（地方単独事業からの転換を含む。）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

イ 事業対象となる賃借物件の要件

（ア）幼児用バス（沐浴槽）が整備されていること

（イ）乳幼児用のトイレが整備されていること

（ウ）保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合

は、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと

③ 家庭的保育者等研修事業

家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する者を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する者等が研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

○家庭的保育事業・グループ型小規模保育事業に従事する者

- (ア)「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による家庭的保育事業及び「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」によるグループ型小規模保育事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者
- (イ) (ア)の事業を実施すること（地方単独事業からの転換を含む）を予定されている家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

○小規模保育事業に従事する者

- (ア)「安心こども基金管理運営要領」別添9の2において「加速化プラン」による小規模保育事業を実施している保育従事者（小規模保育事業B型）、家庭的保育者及び家庭的保育補助者（小規模保育事業C型）
- (イ) (ア)の事業を実施すること（地方単独事業からの転換を含む）を予定されている保育従事者（小規模保育事業B型）、家庭的保育者及び家庭的保育補助者（小規模保育事業C型）

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

③ 家庭的保育者研修事業

都道府県、市町村

(3) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、2(1)①家庭的保育改修事業については、

平成25年度中に改修等に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日、平成22年10月1日、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成25年度末までに以下の表の保育所定員（家庭的保育事業を含む）について純増する市町村が地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合（公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。）。

(注)「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 55千円
 但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては
 家庭的保育者1人当たり月額 80千円

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(2-1)「先取りプロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体（助成の決定を行う年度（以下「助成決定年度」という。）の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。）、かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額	80千円
---------------	------

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(2-2)「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体(助成決定年度の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。)、かつ、平成23年10月1日、平成24年10月1日又は平成25年4月1日現在の待機児童数が原則1人以上である市町村が、地域の余裕スペースを活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額	80千円
---------------	------

② 補助率

国2/3、市町村1/3

(3) (1)、(2-1)及び(2-2)以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

① 補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合	1か所当たり	20,000千円
保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,000千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額	50千円
---------------	------

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては

家庭的保育者 1 人当たり月額 80 千円

② 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2

(4) 家庭的保育者等研修事業

① 補助基準額

家庭的保育者等 1 人当たり 133 千円

② 補助率

ア 市町村が実施主体となる場合

国 1 / 2、市町村 1 / 2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国 1 / 2、都道府県 1 / 2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

(3) 家庭的保育者等研修事業

家庭的保育者等研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

グループ型小規模保育事業

1 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ型小規模保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

グループ型小規模保育を実施する者に対し、グループ型小規模保育の実施に必要な費用を補助する。

なお、当該事業については、平成24年2月8日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 実施主体

実施主体は、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則1人以上であり、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」又は「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下「設備運営基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又は①以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

(3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 保育所実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約して実施する場合を除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

② 個人実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び設備運営基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保

育所」という。)の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

(4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者(以下「補助者」という。)と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人(対象児童9人)までのグループにて実施すること。

ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。

② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。

なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。

③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。

ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。

ウ 衛生的な調理設備を有すること。

エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭(これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。)を有すること。

④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ア 「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)
「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者

イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。

⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。

ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に専念できること。

オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

- ⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者ととともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者ととともに保育する場合は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。）
- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。
- ⑯ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、グループごとに家庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（以下「保育事業管理者」として配置するよう努めること。

(6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。
また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。
なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。
- ② グループ型小規模保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこ

と。

- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。
なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。
- ④ グループ型小規模保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ型小規模保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ型小規模保育の状況に懸念される点があつた場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。
- ⑧ 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 家庭的保育者経費

児童1人当たり月額52,200円

② 家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,263,000円。）

ただし、次の時期から実施するものは（ア）又は（イ）とする。

（ア）平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額4,529,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,264,000円。）

（イ）平成25年4月1日以降に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額4,535,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,267,000円。）

イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,131,000円）

ただし、次の時期から実施するものは（ア）又は（イ）とする。

（ア）平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額2,264,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,132,000円。）

（イ）平成25年4月1日以降に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額2,267,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,133,000円。）

③ 連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額800,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円）

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人につき年額120,000円（ただし、事業期間が6か月未満の場合は、60,000円）を加算

④ 家庭的保育補助者経費

家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について、児童1人当たり月額25,000円

ただし、平成24年4月1日以降に実施するものについては、

家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について児童1人当たり月額

26,000円

※ グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。

⑤ 保育事業管理者経費

保育事業管理者を配置しているグループについて、1グループあたり

月額60,000円

(2) 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

(指定都市、中核市の場合 国 1 / 3、指定都市・中核市 2 / 3)

4 対象経費

グループ型小規模保育事業の運営に必要な費用

5 留意事項

- ・ 子育て支援交付金の小規模グループ型保育事業により実施されている小規模グループ型保育については、平成23年度に実施される本事業のうち「保育事業管理者経費」を補助対象とすることが出来る。
- ・ **本事業の新規開設は平成26年3月31日までとする。**

認可外保育施設保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下、「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 対象者

本事業の対象となる保育従事者は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年 1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設に勤務している、保育士資格を有していない者とする。

(4) 実施要件

① 本事業の対象となる認可外保育施設の要件は次のとおりとする。

ア 平成26年4月1日までに証明書が交付されていること。

イ 保育従事者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18に基づく保育士登録証（以下、「保育士証」という。）の交付を受けるまでの間、証明書の内容を満たしていること。

② 本事業の対象となる保育従事者の要件は次のとおりとする。

ア 常勤職員として認可外保育施設に勤務していること。なお、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤職員とみなすことができる。

イ 平成25年4月1日から平成26年4月1日までに、養成施設の修業教科目の受講を開始していること。

ウ 保育士登録をし、保育士証の交付を受けていること。

(5) 事業の実施期限

平成26年4月1日までに養成施設の受講を開始した者に係る保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 養成施設受講料等

本事業の対象となる保育従事者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分の補助対象とし、300千円を上限とする。

② 代替保育従事者雇上費

1日当たり 5,920円

(2) 補助率

国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/4

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに受講する保育従事者の代替に伴う雇上費とすること。

3(1)①については、受講した保育従事者が保育士証の交付を受けた場合に限り、当該経費を補助すること。

5 留意事項

- ・ 3(1)①は、原則、1施設当たり2名程度とするが、自治体の判断により2名以上補助することも差し支えない。
- ・ 3(1)②は、保育士資格の取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育従事者を雇用する場合の経費であることから、保育士証の交付に関わらず、補助することができる。
- ・ 補助を受けようとする認可外保育施設は平成26年4月1日までに、本事業を実施することを記載した実施計画書を、都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。
- ・ 「安心こども基金管理運営要領」別添9の2に定める小規模保育事業を実施する者についても本事業の実施要件を満たす場合は本事業の対象となる。